

### グループガバナンスの強化に向けた取り組み

シチズングループでは、グループ全体の事業目標の達成と持続的な発展を確実なものとする為、グループ全体のリスクを集約管理し、迅速に対応することのできる体制構築として、グループリスクマネジメント委員会を設置しています。

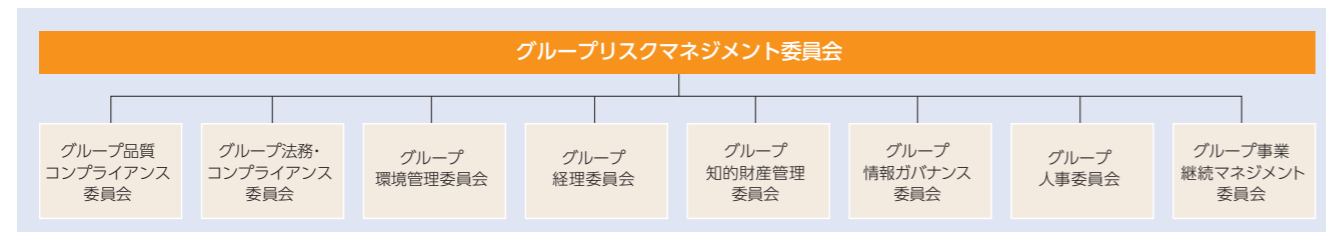
グループリスクマネジメント委員会は、品質コンプライアンスモニタリング委員会からの引継ぎ業務であるグループガバナンス強化及び品質コンプライアンス強化に向けた取り組みの進捗確認とグループ重要リスクへの対策状況の確認、及び新たなリスクへの対応を主要な役務としています。

同委員会は、シチズン時計の社長を委員長としており、その傘下に主要なリスクテーマに応じた担当役員・リスク主管部門を配置した各委員会を設置し、財務的なリスクの他、コンプライアンスやBCP、知的財産、情報セキュリティ、労働慣行、環境問題等のESGリスクも含め、トップマネジメントによる重要なリスクの把握と対応を行っています。2018年度は海外技能実習生の受入と労働状況の実態調査等を行いました。本体制の構築により、グループ共通の

重要リスクと各社固有のリスクのグループ間での情報共有を通じ、リスクマネジメントのノウハウをグループ各社で共有するとともに、また、グループ全体で均等にリスクマネジメントを行うことを可能としています。

2018年度には新たに、グループ品質コンプライアンス委員会を設置しています。本委員会は、グループリスクマネジメント担当取締役を委員長とし、各グループ会社の品質担当役員から成っており、グループ統一での指針となる「シチズングループ品質行動憲章」の策定の他、品質管理部門の独立性を担保するための組織変更、品質管理に関する研修の実施や、契約書や品質検査においてもグループ統一の基準を設ける等、品質に関わるリスクの低減に向けた体制作りを進めてきました。今後は、更に品質に関する監査機能も強化し、定期的なモニタリングや監査を実施していきます。

シチズングループは、今後も引き続き、グループ全体でのリスクマネジメントの整備と運用に向け、継続的な改善計画を進めていきます。



#### 2018年度における「グループ品質コンプライアンス委員会」の主な取り組み

品質に関するグループ間の情報共有の為、品質部門によるワーキングチームを結成し、「品質管理面からのコンプライアンス」について討議を行っており、2019年度には、グループ品質コンプライアンス委員

会に、答申を出す予定です。品質不正のグループ内での再発防止に向けて、他社事例等も踏まえ原因となり得る以下の要素を、定期的に監査する仕組みの構築を検討しています。

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p><b>1 検査プロセス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査データの信頼性に関する仕組み</li> <li>検査データ改ざんの動機・機会に着目した仕組み</li> <li>改ざん防止・発見を可能にする仕組み</li> <li>検査精度を担保する仕組み</li> </ul> | <p><b>2 規格外品の取り扱い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規格外品に関するルールの確認顧客との品質要件の遵守を担保する仕組み</li> <li>規格外品発生時の記録管理、顧客とのコミュニケーションに関する記録管理</li> </ul> | <p><b>3 契約締結・履行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質コンプライアンスを確保するための契約関連業務の確認契約審査</li> <li>管理に関するルール</li> <li>プロセス、契約内容の履行を担保する仕組み、契約条件の記録・管理</li> </ul> |
|--|---|---|

### 「シチズングループ品質行動憲章」の策定と浸透活動

シチズングループでは従来、法令遵守を超えた「シチズングループ行動憲章」に則った事業活動を実践することで、コンプライアンスの徹底に取り組んできました。

しかし、2017年度、グループ会社における不適切行為が発覚したことで、コンプライアンス意識の改善の必要性を改めて認識しました。コンプライアンスの徹底を社員一人ひとりの胸に刻むため、2018年度、企業理念「市民に愛され市民に貢献する」に基づいたものづくりの考え方や価値観等を明文化した「シチズングループ品質行動憲章」を策定しました。この新たな品質行動憲章では、品質に関わる法令や契約の遵守、ステークホルダーと連携した情報共有の実施、各部門の品質に関わる役割の明確化等を定めており、ものづくり企業としての責任を果たすため、

シチズングループ全体への浸透を図っています。「シチズングループ品質行動憲章」の浸透活動については、事業統括会社の部門長を対象とし、これまでに計301名に対し、品質コンプライアンス概況調査や当該テーマに関わる研修を実施してきました。また、ポスターの掲示やイントラネットでの開示、社内報での特集記事により、グループの全従業員へ向け、憲章の内容について周知徹底活動を行っています。海外拠点については、「シチズングループ品質行動憲章」の読み合わせを行いました。2019年度においては、更に、新入社員へ向けた周知活動として、企業理念、グループ行動憲章、グループ品質行動憲章の体系的な説明のほか、事業統括会社ごとに品質方針を含めた研修を行いました。



### 内部通報制度及び内部監査の整備

シチズングループでは、内部通報制度の実効性の向上を目指し、継続的な改善に取り組んでいます。2018年度には、グループ監査・CSR連絡会を開催し、グループ会社における内部通報制度の担当者との討議を通じた、制度運用上の課題の洗い出しを行いました。また、消費者庁の定める内部通報ガイドラインやコーポレートガバナンスコードを参考とし、新たな「グループコンプライアンスホットライン規程」の策定や、通報制度の利用者と通報制度窓口担当者の双方に向けたガイドラインを設け、制度の周知と透明性の向上を目指しています。更に、グループを通じた制度の認知度向上を高めるため、各事業統括会社の部門長を対象として、コンプライアンスホット

ラインに関する研修を実施しました。また、当該制度が匿名である等、通報者が保護される仕組みを積極的に伝えることで実効性の改善を目指しています。2019年度はコンプライアンスホットラインの認知度についてアンケート調査を行う予定です。また、2018年度には内部監査の体制や機能の見直しにも取り組み、各グループ会社の内部監査担当部門へのヒアリングを実施し、現在の運用状況や課題を把握、整理を行いました。外部の国際基準を参考に、グループ内部監査の実効性の向上を目指したロードマップを作成し、その計画に沿って、グループリスクマネジメントを一層強化していきます。